

介護予防訪問看護

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区 分	利用料		利用者負担額		
所要時間30分未満	1 回	3,820円	1回	1割	382円
				2割	764円
				3割	1,146円
所要時間30分以上1時間未満	1 回	5,530円	1回	1割	553円
				2割	1,106円
				3割	1,659円
所要時間1時間以上1時間30分未満	1 回	8,140円	1回	1割	814円
				2割	1,628円
				3割	2,442円

加 算	利用料	利用者負担額		算定回数等
初回加算（Ⅰ）	3,500円	1割	350円	退院した日の初回訪問時のみ
		2割	700円	
		3割	1,050円	
初回加算（Ⅱ）	3,000円	1割	300円	退院した翌日以降の初回訪問時のみ
		2割	600円	
		3割	900円	
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	1割	500円	1月に1回
		2割	1,000円	
		3割	1,500円	
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	1割	250円	1月に1回
		2割	500円	
		3割	750円	
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （複数の看護師が同時に 指定訪問看護を行った場合）	2,540円	1割	254円	1回当たり（30分未満）
		2割	508円	
		3割	762円	
	4,020円	1割	402円	1回当たり（30分以上）
		2割	804円	
		3割	1,206円	
長時間訪問看護加算	3,000円	1割	300円	1回当たり （1時間30分以上）
		2割	600円	
		3割	900円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	60円	1割	6円	1回当たり
		2割	12円	
		3割	18円	

訪問看護

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区 分	利用料		利用者負担額	
所要時間30分未満	1 回	3,990円	1回	1割 399円
			2回	2割 798円
			3回	3割 1,197円
所要時間30分以上1時間未満	1 回	5,740円	1回	1割 574円
			2回	2割 1,148円
			3回	3割 1,722円
所要時間1時間以上1時間30分未満	1 回	8,440円	1回	1割 844円
			2回	2割 1,688円
			3回	3割 2,532円

加 算	利用料	利用者負担額		算定回数等
初回加算（Ⅰ）	3,500円	1割	350円	退院した日の初回訪問時のみ
		2割	700円	
		3割	1,050円	
初回加算（Ⅱ）	3,000円	1割	300円	退院した翌日以降の初回訪問時のみ
		2割	600円	
		3割	900円	
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	1割	500円	1月に1回
		2割	1,000円	
		3割	1,500円	
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	1割	250円	1月に1回
		2割	500円	
		3割	750円	
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （複数の看護師が同時に 指定訪問看護を行った場合）	2,540円	1割	254円	1回当たり（30分未満）
		2割	508円	
		3割	762円	
	4,020円	1割	402円	1回当たり（30分以上）
		2割	804円	
		3割	1,206円	
長時間訪問看護加算	3,000円	1割	300円	1回当たり （1時間30分以上）
		2割	600円	
		3割	900円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	60円	1割	6円	1回当たり
		2割	12円	
		3割	18円	

訪問看護（医療保険）について

区分	診療報酬額	患者負担額		
在宅患者訪問看護・指導料 週3日目まで	1日につき 5,800円	1日	1割	580円
			2割	1,160円
			3割	1,740円
週4日目以降	1日につき 6,800円	1日	1割	680円
			2割	1,360円
			3割	2,040円

長時間訪問看護・指導加算 (訪問看護・指導の時間が90分を超えた場合)	週1回 5,200円	1回	1割	520円
			2割	1,040円
			3割	1,560円
複数名訪問看護・指導加算 (看護師2名で訪問)	1日につき 4,500円	1日	1割	450円
			2割	900円
			3割	1,350円
在宅移行管理加算	1回に限り 2,500円	1回	1割	250円
			2割	500円
			3割	750円
在宅移行管理（重症者）加算（※）	1回に限り 5,000円	1回	1割	500円
			2割	1,000円
			3割	1,500円

在宅移行管理加算について

特別な管理を必要とする者に対して、訪問看護・指導に関する計画的な管理を行った場合の加算です。

※在宅移行管理（重症者）加算については、下記に記載した方が対象となります。

- ・在宅麻薬等注射指導管理料を算定している方
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理料を算定している方
- ・在宅強心剤持続投与指導管理料を算定している方
- ・在宅気管切開患者指導管理料を算定している方
- ・気管カニューレを使用している方および留置カテーテルを使用している方